

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
子ども食堂等活動支援金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が、子ども食堂等「食」を通して子どもの健全育成を担う団体に対して支援を行うことにより、多摩市の子どもたちの豊かな成長に資することを目的とする。

(支援対象活動)

第2条 地域住民が主体となって設置、運営している団体が、多摩市に居住する子どもたち等を対象として、食事の提供を通じて居場所や学習等の場づくりを行う活動を支援対象とする。

(支援対象団体)

第3条 支援対象となる団体は次のとおりとする。

- (1) 地域住民が主体となって運営されている営利を目的としない団体で、代表者、活動者の体制が整っていること。
- (2) 概ね月1回以上活動を実施し、自立的、継続的に活動できる見込みがあること。
- (3) 主な活動の本拠地が多摩市内にあること。
- (4) 原則として参加する子どもが1回5人以上であること。
- (5) 事業開催時には、常駐できる責任者を配置し、安全面、衛生面について適切な配慮がされていること。
- (6) 子どもたちの個人情報適切に管理されていること。

2 前項に掲げるもののほか、特に多摩市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの。

(支援対象外団体)

第4条 次の各号に該当するものは支援対象とならない。

- (1) 団体の所在地や主な活動範囲が多摩市外である団体。
- (2) 営利を目的とする活動を行っている団体。
- (3) 政治的、宗教的活動を行っている団体。
- (4) その他、会長が不適切と認める団体。

(支援対象経費)

第5条 支援金については、別表1に掲げる直接活動に必要な経費に充てるものとする。ただし、支援対象経費とすることが適当でないと会長が認める経費については、支援対象外とする。

(支援金額)

第6条 支援金の申請は、1団体、1年度内に1回とする。ただし、交付額は20,000円を限度とし、当該年度の予算の範囲内で決定する。

(支援金の申請手続き)

第7条 支援金の交付を受けようとする団体は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議

会子ども食堂等活動支援金申請書（様式第1号）に、団体の活動の概要がわかる資料を添えて、会長に申請するものとする。

（支援金の交付決定）

第8条 会長は、前条による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定による支援金の交付を可とする決定を行ったときは、速やかに、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会子ども食堂等活動支援金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定による支援金の交付を否とする決定を行ったときは、速やかに、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会子ども食堂等活動支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（支援金の交付）

第9条 交付決定を受けた団体は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会子ども食堂等活動支援金請求書兼口座振込依頼書（様式第4号）により、会長に請求するものとする。

2 会長は、前項の請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 支援を受けた団体は、支援金の交付決定に係る会計年度終了後30日以内に、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会子ども食堂等活動支援金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて会長に提出するものとする。

（交付決定の取り消し）

第11条 会長は、支援を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（2）支援金を支援対象活動以外の用途に使用したとき。

（3）支援事業が実施されなかったとき。

（4）本要綱の内容に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会子ども食堂等活動支援金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該交付決定を取り消された支援団体に対し通知するものとする。

（支援金の返還）

第12条 会長は、前条の規定により交付決定を取り消したとき、支援金の全部または一部の返還を求めることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）
支援対象経費

| 費目 | 摘要 |
|------------|---------------------------------------------------------------|
| ①賃借料・会場借上料 | 事業に利用する場合に限り対象 自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は対象外 |
| ②食材費 | 事業に利用する場合に限り対象 |
| ③光熱水費 | 事業実施に要する電気代、ガス代、上下水代。ただし、公共貸出施設等、会場使用料・賃借料に水道光熱費が含まれている場合は対象外 |
| ④消耗品費 | 事業に利用する場合に限り対象 |
| ⑤印刷製本費 | 事業の周知のためのチラシなどの印刷代 |
| ⑥保険料 | 参加者やスタッフを対象にした事業に関するケガや賠償責任等の保険の保険料 |
| ⑦通信運搬費 | 事業実施に要する電話代、郵券、送料等 |
| ⑧その他 | 会長が必要と認める経費 |